

1. 介護保険における住宅改修の制度について

【介護保険における住宅改修の目的とは】

介護保険制度の目的（介護保険法第1条）

利用者が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む」こと。

在宅介護の重視（介護保険法第2条第4項）

「保険給付の内容及び水準」は、「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」



介護保険における住宅改修は、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具と共に住環境を整えることを目的とする。

【住宅改修の基本的な考え方】

・在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

・一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度が低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険の給付対象は小規模なものとならざるを得ない。

平成10年8月24日開催「第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」（資料より抜粋）

「心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。」

介護保険法施行規則第74条（第93条）



介護保険による住宅改修は、在宅で自立した日常生活を送るための、必要最小限かつ、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事を支給対象とする。

従って、「老朽化に伴う改修（資産の更新）」、「新築、増築（資産の形成）」、「日常生活上必要でない動線（趣味嗜好、リハビリ目的）への改修」は、介護保険の給付対象外となる。

【介護保険の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方】

- ・いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- ・住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- ・なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も少額なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多彩な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせることができるような工事種別を包括できる設定とする。

平成 10 年 8 月 24 日開催「第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」（資料より抜粋）

住宅改修の範囲

① 手すりの取り付け

「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの」

② 段差の解消

「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げが想定される」

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

「具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニール系床材への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更が想定される」

④ 引き戸等への扉の取替え

「開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる」

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

「和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される」

⑥ その他上記①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修費の種類（平成 12 年 1 月 31 日付老企第 34 号）

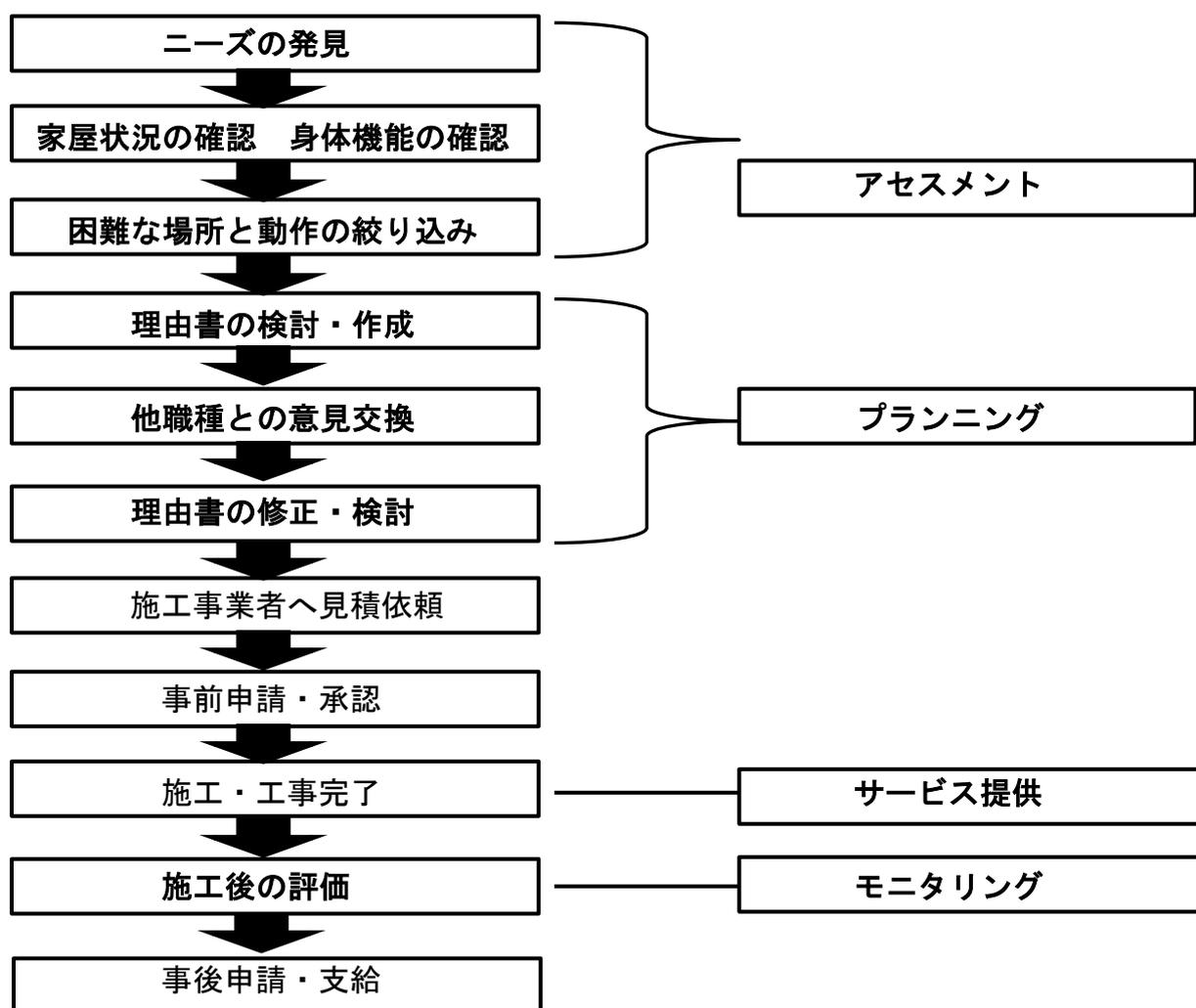
2. 「住宅改修にかかる理由書」の役割について

介護保険において、ケアマネージャーは利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行い、介護保険サービスはケアマネージャーが作成するケアプランに基づき提供されます。

他の介護保険サービスがケアプランを基にして提供されることと同様に、住宅改修も「住宅改修にかかる理由書」を基に提供されることになるため、先に施工事業者の方へ利用者から住宅改修の相談があった際は、必ず担当ケアマネージャーと協議して改修の計画を進めてください。

【住宅改修の流れ】

【ケアプランとの共通部分】



3. 申請書類作成時の注意点について

申請時の書類（申請書、理由書、見積書、図面）の箇所名称の統一をお願いします。

【例】玄関、廊下、居室、寝室、脱衣所、台所、勝手口等

【申請書について】

（記載例は別添手引き P15～P17 を参照）

※記載例の様式と異なる様式をお持ちの方は、長崎市のホームページまたは、介護保険課の窓口で現行の様式を取得してください。

【住宅改修にかかる理由書について】

（記載要領は別添手引き P18～P21 を参照）

1 枚目

<基本情報>

被保険者番号、要介護度、認定期間、理由書作成日の誤りが多いので、提出前に再度確認してください。

<総合的状況>

住宅改修のためのアセスメントになります。同居家族については住宅改修の承諾書省略の条件の目安にもなりますので、必ず記載してください。通院等の外出状況についても、改修の目的の根拠となりますので記載してください。

2 枚目

住宅改修の具体的な計画になります。

場所、動きを改修箇所ごとに、具体的に記述してください。

複数の動線に関連する箇所は、1つの動線についてのみ具体的に記述し、他は「～と同様」程度の記載でも構いません。

【例】寝室から浴室までの動きは排泄と同様

【見積明細書について】

（記載例は別添手引き P22 を参照）

部材についてはメーカー、商品名、型番等の記載、カタログの添付等により、審査の際に使用部材が特定できるようにしてください。

併せて、部材の設置についてはメーカーの設置基準に従った施工をお願いします。

【図面について】

（記載例は別添手引き P23 を参照）

審査の際、生活動線上の状況を確認していますので、既設手すり等がある場合は、記載をお願いします。

【写真について】

(記載要領は別添手引き P12~P13 を参照)

- ・ カラー写真を A 4 の台紙に、L 版で 2 ~ 3 枚を貼付してください。印刷でも構いません。
- ・ 写真には撮影日を入れてください。
- ・ 段差の事前写真はスケールをあて、段差の程度がわかるようにしてください。
- ・ 手すりの写真は取り付け部がわかるように写してください。特に長尺のものは両端が切れないように注意してください。
- ・ 踏み台の写真は固定部が確認できるようにしてください。
- ・ 設置個所が確認できるよう、周りの状況が分かるように撮影してください。

【承諾書について】

(記載例は別添手引き P24 を参照)

家屋、土地、通路所有者の承諾書は、所有者が同居の家族である場合、省略できます。ただし、同居で無い場合は、家族であっても承諾書が必要となります。

所有者が死亡しており登記を変更していない場合は、実質所有者である相続人の承諾書が必要となります。

承諾書は参考様式なので、状況に合わせて文面を訂正してください。

【例】「家屋」→「土地及び家屋」に修正など

【領収書について】

(記載要領は別添手引き P13 を参照)

宛名は利用者名をフルネームで記載してください。